

デサントフィットネスラウンジ 会員規約

第1章 総則

第1条(定義)

本会員規約は、デサントフィットネスラウンジ(以下「当クラブ」という)の会員(本会員規約第7条所定の手続きを経て当クラブに入会された方をいう。以下同じ)および入会を希望する方に適用します。

第2条(目的)

当クラブは、会員が当クラブの施設およびサービスを利用し、健全な心身の育成、健康維持・増進を図ると共に、会員相互の交流および親睦を図ることを目的とします。

第3条(運営・管理)

当クラブは、デサントジャパン株式会社およびデサントジャパン株式会社が業務運営を委託した会社(総称して、以下「会社」という)が運営・管理を行います。

第2章 会員

第4条(会員制度)

1. 当クラブは会員制とします。
2. 当クラブに入会を希望する方は、会社が指定する入会申込書、健康等確認書等の各種確認書に正確な情報を記載し、決済用銀行口座の通帳、印鑑またはクレジットカードと共に申し込みするものとします。

第5条(会員種別)

会員種別は、別途定めるものとします。会社が必要と認める時には新たな会員種別を設置および変更、廃止することがあります。

第6条(入会資格)

1. 当クラブの入会資格は、以下の各号の項目全てを満たす方とします。
 - ① 本会員規約および本会員規約の細則(以下「細則」という)、その他会社の定める規則を遵守する方(なお、未成年者の場合は、保護者の同意を必要とします)
 - ② 医師等により運動を禁じられておらず、当クラブの施設およびサービス利用に支障のない健康状態であることを会社に申告した方
 - ③ 刺青(タトゥーを含む)をしていない方
 - ④ 暴力団、暴力団組員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力(総称して、以下「暴力団関係者等」という)でない方および暴力団関係者等と関わりを持たない方
 - ⑤ 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病のない方
 - ⑥ 16歳以上または高校生以上の方
 - ⑦ 他のスポーツクラブ等、会員制の団体から除名等の処分を受けたことのない方
2. 妊娠中の方については、原則として当クラブを利用することはできません。但し、会社が妊娠中の方を対象にしたレッスン(以下「マタニティレッスン」という)を提供するなど、別途会社が認めた場合は、この限りではありません。
3. 前項各号の要件を欠く方であっても、会社の判断により入会を認める場合があります。
4. 第1項各号の要件を満たす方であっても、会社が会員として適さないと判断した方については、入会を認めない場合があります。

第7条(入会手続き)

1. 当クラブに入会を希望する方は、会社所定の入会申込書・確認書類により手続きを行い、会社の承認を得た上で所定の料金等を会社に納入した時、会員資格を取得することができます。
2. 未成年者が入会を希望する場合には、本人とその保護者が連署の上、入会申込を行うものとし、保護者は本会員規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
3. 会員の契約期間は原則1年とし、会社所定の退会手続きが完了するまでは自動更新するものとします。

第8条(会員証)

1. 会社は、会員に対し会員証を交付するものとします。
2. 会員は、当クラブの施設・サービスを利用する際には、会員証を提示するものとします。
3. 会員は、会員証を第三者に貸与または譲渡することはできません。貸与および譲渡した場合には除名することができるものとします。
4. 会員は、会員証を紛失した場合は、速やかに再発行の手続きをするものとします。
5. 会員は、会員資格を喪失した場合は、速やかに会員証を会社に返還するものとします。

第9条(入場および利用の禁止)

会社は、以下の各項に該当する方の入場および利用を禁止することができます。

- ① 医師等により運動を禁じられている方

- ② 刺青(タトゥーを含む)をしている方
- ③ 暴力団関係者等または暴力団関係者等と関わりを持つ方
- ④ 本会員規約および細則、その他会社が定める規則を遵守しない方
- ⑤ 妊娠していることが判明した方(但し、マタニティレッスンの受講者を除く)
- ⑥ 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病のある方
- ⑦ 酒気を帯びている方
- ⑧ 会社が不適当と認めた方
- ⑨ その他当クラブの施設・サービスを利用することが困難であると会社が認めた方

第10条(入会金、事務手数料、月会費および諸費用)

1. 入会金、事務手数料は、会社が別に定める金額とし、会員は入会時にこれを支払うものとします。入会金の有効期間は退会時までとし、入会金および事務手数料は、理由の如何を問わずこれを返還しません。
2. 会員は、会社が別に定める金額の月会費を、会社所定の銀行口座振替(自動引落)またはクレジットカード(継続課金)払いで支払うものとし、当クラブの利用開始後、既納の月会費は利用の有無を問わずこれを返還しません。
3. 会員は、当クラブの利用の有無にかかわらず、退会月までの月会費または第14条第4項に定める休会費を支払うものとします。
4. 会社は、会員が当クラブの施設・サービスを利用するにあたり、別途レッスン利用料その他の諸費用を定めることができるものとし、会員にその支払を求めることができます。
5. 会社は、別に定める入会金、事務手数料、月会費、およびレッスン利用料その他の諸費用(総称して、以下「月会費等」という)を改定することができます。この場合、入会金については、新たに入会する会員から適用します。
6. 前項による改定を行なう場合は、会社は1ヶ月前までに当クラブのウェブサイトまたは施設内での掲示などによって会員に告知するものとします。
7. 会社は、キャンペーンまたはセール等の日程、期間および内容につき事前に会員に告知する義務を負わないものとします。

第11条(営業日および営業時間等)

当クラブの営業日、営業時間、ならびにパーソナルトレーニングおよびスタジオレッスンの開講時間については別途定めるものとします。

第12条(会員資格の譲渡等)

会員資格は会員本人限りとし、その会員資格を他に譲渡、相続および名義変更することはできません。

第13条(退会)

1. 会員は、会員本人が当クラブに来館の上、所定の退会手続きを行なうものとします。
2. 会員は、退会を希望する月の10日までに退会手続きを完了するものとし、退会日は当該月末日とします。
3. 代理人による退会手続きや電話・FAX・E-mail その他の方法による退会手続きはできないものとします。但し、会社がやむを得ない事由があると判断した場合は、この限りではありません。
4. 会員は、会費、利用料等が未納の場合は、退会手続きまでに完納するものとします。

第14条(休会)

1. 会員は、当クラブに来館の上、休会予定期間を定め、所定の休会手続きを行なうものとします。
2. 会員は、休会を希望する月の前月10日までに休会手続きを完了するものとし、当月1日から休会するものとします。前月11日以降に休会手続きをした場合は、翌月1日から休会するものとします。
3. 代理人による休会手続きや電話・FAX・E-mail その他の方法による休会手続きはできないものとします。但し、会社がやむを得ない事由があると判断した場合は、この限りではありません。
4. 会員は、休会期間中の月々の会費(以下「休会費」という)として、会社が別に定める金額を、会社所定の銀行口座振替(自動引落)またはクレジットカード(継続課金)払いで支払うものとします。
5. 休会中の会員が復会するためには、休会期間の休会費の全額支払いを済ませているとともに、復会予定月の前月末日までに復会予定月の会費の支払いを行っていないと認められないものとします。
6. 休会中の会員が休会予定期間の短縮を希望する場合、復会希望月の前月10日までに当クラブに来館の上、会社所定の復会手続きを完了するものとします。
7. 休会中の会員が休会予定期間の延長を希望する場合、復会予定月の前月10日までに当クラブに来館の上、延長する休会予定期間を定め、会社所定の手続きを完了するものとします。

第15条(会員資格の停止および除名)

会社は、会員が次の各号の一つでも該当する場合、該当する会員に対し、会員資格の一定期間停止または、除名することができるものとします。

- ① 第24条(禁止事項)の各号に該当する行為、その他本会員規約、細則、その他会社の定めた規則に違反する行為があったとき
- ② 月会費等の全部または一部について、3ヶ月続けて支払いが滞ったとき

- ③ 会員証を第三者に使用させる行為、または他の会員になりすます行為等、不正な行為があったとき
- ④ 暴力団関係者等であることまたは暴力団関係者等と関わりを持つことが判明したとき
- ⑤ その他会員として相応しくないと会社が判断したとき

第16条(会員資格の喪失)

会員は、次の各号の一つに該当する場合、その会員資格を喪失します。

- ① 退会
- ② 除名
- ③ 死亡
- ④ 会社が当クラブを閉業したとき

第17条(届出事項の変更等)

1. 会員は、当クラブに来館の上、所定の変更手続きをすることによって会員種別を変更することができます。
2. 会員は、会員種別の変更を希望する月の前月 10 日までに変更手続きを完了するものとし、当月 1 日から変更するものとします。前月 11 日以降に変更手続きを完了した場合は、翌月 1 日から変更するものとします。
3. 会員種別の変更手続きは、会員本人が行うものとします。但し、会員が未成年の場合は、保護者が行うものとします。
4. 会員は、氏名・住所・連絡先・支払金融機関およびその他入会申込書および各種確認書記載事項に変更が生じた場合には、速やかに会社に届け出るものとし、変更届の未提出による会社からの通知の未達等に関する一切の責任は会員が負うものとします。

第3章 ビジター

第18条(ビジター)

1. 会員以外でも当クラブの体験利用を希望する方のうち、会社が適当と認めた方(以下「ビジター」という)は、営業時間内に当クラブの施設・サービスを利用することができます。
2. 会社は、ビジターの当クラブ利用に際し、会社が定めるレッスン利用料その他の諸費用を求めることができます。
3. 会社が必要と認めた場合には、ビジターの入場を制限することができます。
4. ビジターは、本会員規約、細則、その他会社が定める規則を遵守することとします。

第4章 運営・管理

第19条(運営・管理)

1. 当クラブの運営・管理は会社の責任において行います。
2. 会員は、会社の運営・管理について関与できません。
3. 会社は施設の利用に関して、本会員規約、細則のほか必要に応じて規則を定め、且つそれを変更することができます。

第20条(本会員規約等遵守の義務)

会員は、本会員規約および細則、その他会社が定める規則を遵守しなければなりません。

第21条(施設・サービス利用の制限)

会社は、特別行事、講習会、施設の改修、その他必要と認めたとき、当クラブの施設・サービスの全部または一部について会員またはビジターの利用を制限することができます。

第22条(営業時間の変更又は休業)

1. 会社は、以下の理由により施設の全部または一部について、営業時間の変更又は休業を行うことがあります。
 - ① 気象、災害、その他やむをえない理由により会社が営業時間の変更が必要、又は営業を行なうことが妥当でないと認めたとき
 - ② 警報・注意報などにより会社が営業時間の変更が必要、又は営業を行なうことが妥当でないと認めたとき
 - ③ 施設の点検、補修または改修をするとき
 - ④ 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむをえない理由が発生したとき
 - ⑤ 年末年始、春季、夏季の一定期間の休業、その他会社の都合により会社が営業時間の変更又は休業が必要と認めるとき
2. 本条第1項第3号から第5号に定める事由による営業時間の変更又は休業を行う場合、会社は可能な限り1ヶ月前までに会員に告知するものとします。但し、会社が1ヶ月前までに告知ができない場合は可能な限り速やかに会員に告知を行うものとします。
3. 本条第1項第1号および第2号の事由による営業時間の変更又は休業を行う場合は、会社は会員に事前告知することを要しないものとします。
4. 第1項に基づく休業期間が月間15日未満の場合は、月会費等の減額は行なわないものとします。月間15日以上となった場合については相応の減額を行なうものとし、減額する金額は会社が別途定めるものとします。

第23条(責任事項)

1. 会員は、自己責任と負担において当クラブの施設を利用するものとします。
2. 当クラブの施設・サービス等の利用に関連して会員、ビジターまたは第三者に生じた人的事故および物的事故については、会社に故意または過失がある場合を除き、会社は一切の賠償の責を負わないものとします。
3. 会員またはビジターが当クラブの施設・サービス等の利用に際して生じた盗難および紛失については、会社に故意または過失がある場合を除き、会社は一切の賠償の責を負わないものとします。
4. 会員またはビジターが当クラブ内で自己の責に帰すべき事由により、会社または第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責に任ずるものとします。

第24条(禁止事項)

会社は、会員に対し当クラブの施設内における次の各号の行為を禁止します。

- ① 会社に許可なく施設内で物品販売、宣伝広告、勧誘、個別指導等の営利行為、勧誘行為、金銭の貸借、政治活動、署名活動を行うこと
- ② 会社に許可なく施設内で撮影、録音を行うこと
- ③ 他の会員、ビジター、スタッフ、インストラクター、その他第三者に対して、誹謗中傷、差別し、または名誉・信用もしくはプライバシーに関する利益を毀損する行為
- ④ 他の会員、ビジター、スタッフ、インストラクター、その他第三者に対する暴力行為、性的嫌がらせ、わいせつ行為、その他の迷惑行為または威嚇行為
- ⑤ 他の会員、ビジター、スタッフ、インストラクター、その他第三者に恐怖を感じさせ、または危険を及ぼす行為
- ⑥ 他の会員、ビジター、スタッフ、インストラクター、その他第三者を待ち伏せし、後をつける行為、ストーカー行為、または相手の意に反してみだりに話しかける等の行為
- ⑦ 正当な理由なく、スタッフ、インストラクターにみだりに面談を申し入れ、みだりに電話をかける等、業務の妨げになる行為
- ⑧ 他の会員、ビジター、その他第三者の当クラブにおける利用の妨げになる行為
- ⑨ 法令および公序良俗に違反する行為、社会通念もしくはマナーに著しく欠ける行為
- ⑩ 当クラブ内の施設、設備、備品等の損壊、汚損、落書き、持ち出し、窃盗等の行為
- ⑪ 施設内への動物、ペット等の持ち込み
- ⑫ 施設内への危険物の持ち込み
- ⑬ 施設内での喫煙、飲酒、違法薬物の摂取・利用・所持、わいせつ行為
- ⑭ その他、会社が会員としてふさわしくないと認める行為

第5章 その他

第25条(閉業)

会社は次の場合、3ヶ月前までに会員に告知を行なった上で当クラブを閉業することができます。この場合、全ての会員は退会とし、何等の異議申し立てをすることはできないものとします。また、会社は会員またはビジターその他第三者に対し、一切の賠償の責を負わないものとします。

- ① 法令の制定・改廃または行政指導により営業が不可能または困難になった場合
- ② 災害その他の事由により施設の被害が大きく、営業が不可能または困難になった場合
- ③ 当クラブの経営上、または会社の事業運営上、営業が困難であると会社が判断した場合

第26条(改定)

会社は会社の判断により、本会員規約および細則を必要に応じて改定することができるものとし、その効力は本会員規約および細則の改定日をもって、会員に生じるものとします。但し、本会員規約および細則の改定に伴い会員に不利益が発生する等、会社が会員への通知が必要と判断した場合、本会員規約および細則の改定日の事前に、本会員規約および細則を改定する旨、改定後の内容、およびそれぞれの改定日を当クラブのウェブサイト上で通知します。会員は本会員規約および細則の改定後に当クラブを利用し続けることにより、改定後の本会員規約および細則に対する有効かつ取消不能な同意をしたものとみなされます。

第27条(その他)

本会員規約に定めなき事項ならびに当クラブの業務運営上必要な事項は、会社がこれを定めるものとします。

附則

本会員規約は、2015年10月1日より施行します。

本会員規約を2016年2月1日に改定します。

本会員規約を2017年4月1日に改定します。

本会員規約を2018年10月1日に改定します。